

就業規則例（公益財団法人日本骨髄バンクの場合）

職員又はその家族が骨髄バンクを介した骨髄又は末梢血幹細胞提供等を行う場合に、以下の各号のいずれかに該当し、当該職員から休暇の申し出があった場合は、必要な特別休暇を与える。

(1)職員が骨髄バンクにドナー登録するとき

(2)職員がドナー候補者又は提供ドナーとして選ばれ、面談、検査又は入院等を行うとき

(3)職員の家族がドナー候補者として選ばれ、当該職員が最終同意面談に出席するとき

(4)職員の家族が提供ドナーとして選ばれ、当該職員が採取施設にて採取時の待機を行うとき

2 職員の家族とは、原則として職員の配偶者、父母、子又は同居の親族をいう。

3 第1項第3号においては、最終同意面談を行うドナー候補者にとって、当該職員が家族の代表として署名をする立場にある出席者に該当することを要件とする。同第4号において該当する職員が複数名いる場合は、休暇を付与する職員は1名とする。

4 付与する骨髄等提供休暇は、本法人の発行する証明書又は予定通知等に記載された日程とし、登録、面談、検査、入通院又は待機にそれぞれ必要な日数又は時間とする。

※あくまで一例です。貴社内の就業規則にあわせ、適宜ご規定ください